

(公開可能決定事項) JTA共存法ークラブ移籍ルールを2009年4月より施行する

創案立法者 河 明生

JTA共存法ークラブ移籍ルールの立法趣旨

日本テコンドー協会（以下、JTA）は、和を尊ぶ武道団体であり、その和を堅持しなければならない。
良好な師弟関係・先輩後輩関係・同輩関係無くして健全な発展はない。

古巣のITF時代は、JTAの和の堅持を考慮する上で、反面教師となっている。
昔、ITFの支部長間の不仲の原因の一つが、「会員の移籍問題」であった。
ITFが3派にわかれている現在、今だに学生会員の移籍ならぬ「引っこ抜き紛争」で対立している。
中には同じ組織内での派閥抗争の渦中にある団体もあり、それはWTFにも見られる紛争である。

幸いJTAは、河門下で統一されているという純潔主義により派閥闘争はない。
しかし、組織が順調に発展し、クラブや体育会・同好会が増えれば、それに比例して多種多様な目的と価値観をもつ会員が増え、それだけでもめ事の種が増えることを覚悟しなければならない、と考えてもいる。
とくに近隣のクラブへの無秩序な会員移籍は、ITF時代の例を見れば明らかなように
クラブ長の感情を害することがある。

ゆえに、和を尊び災いの種を未然に防止すべく、「JTA法」を整備しなければならないとの結論に達した。
事あれば情実を交えず「JTA法」に照らし合わせて肅々と判断しなければならない発展段階に達したといえる。
そこで実行可能なことから実施すべく、「JTA共存法ークラブ移籍ルール」につき定めるものとする。

他方、我々はJTAは、金を儲けることを目的とする企業のような営利団体ではないが、
寄付に頼らず、自己資金によって組織を維持・発展させるために自助努力を怠らない団体である。
財源なくして理想は追求できない。安易な寄付に頼ってはいつまでたっても自立できないのである。
その自助努力の財源の一つがクラブ会費であり、
その財源にもとづき稽古場の家賃・使用料や交通費等の諸経費を賄っているのである。

不況の渦中で大都会よりも地方の経済が疲弊化しており、JTAの地方クラブを保護する必要性が生じている。
当面对処すべきは、JTA学生会員の卒業後のクラブ移籍問題である。
学生の就職先が、大都会、とりわけ東京に偏在集中しているため、就職・転職・転勤にともなう地方から大都会への移住が顕著である。

当然のことながら地方のJTAクラブに所属していた学生会員は、大都会の企業に就職し、移住している。
そして彼らの一部は、JTAテコンドーを卒業後も継続しようと東京のクラブに移籍している。
これは「JTAテコンドーの生涯武道への進化」を目指しているJTAにとって喜ばしいことである。

我々是一个の事实に着目しなければならない。
地方の大学に在籍していたJTA学生会員が、卒業後、就職・移住しても、何故、JTAクラブに通うのか？
という点である。
これは人間関係が稀薄でシビヤな都会であっても、
JTA会員は、現役会員である限り、「JTAの素心の絆」で結ばれている、
という心の絆の成果であり、
そのような感性を彼らが持ち得たのは、まさに彼らを育てた地方のJTAクラブ長の指導の賜である、

という客観的事実である。

このようなJ T Aテコンドー家を育てた地方クラブを多少なりとも財政的に保護しなければならない。

だが、都会から地方へ転勤する等の逆の場合も生じるのであり、

この場合、公平な移籍ルールを定めないと不平等感が生じる可能性も否定できないのである。

従来は、やむを得ない事情で移籍したとしても、

古巣のクラブと移籍したクラブとの距離が通学可能な場合、従来通り会費は古巣のクラブの「所得」としていた。その暗黙のルールを下記の通り、新たな移籍ルールとして明文化し、公知するものとする。

J T A共存法ークラブ移籍ルール条文

第1条 J T A会員の所属クラブの移籍

第1項 J T A会員は、就職、転職、引っ越し、勤務時間・曜日変動等にともない所属クラブを移籍できる。

第2項 J T A会員は、上記以外にも、やむを得ない理由があれば所属クラブを移籍することができる。やむを得ない理由については、移籍を希望するクラブ長へ相談し、当該クラブ長は、都道府県連の理事会に相談し、禍根を残さない円満な移籍をはからなければならない。

第3項 上記第1項にもとづき移籍を希望するJ T A会員は、所属しているクラブの責任者と移籍を希望するクラブの責任者双方に正当な理由を説明し、移籍後も旧所属クラブとの関係を良好にする努力をしなければならない。

第4項 移籍を希望する会員の所業が、一般社会常識に照らし合わせて悪い場合は移籍を認めない。例えば、素行不良者、会費滞納常習者、男女の出会いや飲み会等の快楽を求めている移籍。

第2条 転籍後の会費無変動

第1項 移籍した場合であっても、月会費は最初に入会したクラブの「所有」とする。

第2項 移籍後の月会費は、移籍したクラブ規定の月会費と同額とする。

第3項 移籍者は、移籍したクラブ規定の入会金を移籍クラブに納めなければならない。

第4項 カルチャースクール等のクラブに移籍する場合は、提携先の事情を斟酌し、別途定める。

第3条 J T A加盟大学体育会・同好会会員（以下、元学生会員）の就職後の会費

第1項 元学生会員は、就職と同時に社会人としての自覚をもち、所属クラブが定めた所定の会費を納めなければならない。

第2項 元学生会員は、移籍したクラブ規定の入会金を移籍クラブに納めなければならない。

第3項 元学生会員の会費は、移籍したクラブの「所有」とする。

但し、下記の場合、本法の立法趣旨に鑑み在学中に指導を受けたクラブの「所有」とする。

- イ) 元学生会員の所属していた体育会・同好会の大学当局が、師範・師範代・監督・コーチ等の正当な指導者として認め、その就任を委嘱し、実質的に管理・統括・指導をしているクラブ長。従って、名義だけの形式的な指導者は除外される。
 - ロ) 元学生会員の所属していた体育会・同好会の幹部として他の学生会員を管理・統括する心得や指導技術等を学ぶ必要性があり、クラブ長が自己が主宰するクラブへの出稽古を許可し、客観的にテコンドー家としての人格形成に影響を与えていると認められる場合
- ニ) 本項の適用を受けるクラブ長は、J T A正指導員以上の資格を有していなければならない。

第4条 その他

- 第1項 移籍会員の管理・統括は、移籍先のクラブ長が責任を負うものとする。
- 第2項 J T A年会費等は、移籍先のクラブが徴収し、J T A本部に納めなければならない。
- 第3項 移籍後の月会費の滞納は、移籍前のクラブ長がメール等で督促・管理しなければならない。
- 第4項 本項の規定にない事案が生じた場合、J T A理事会において審議し、迅速に対応する。
- 第5項 本法は2009年4月より施行する。